

新型コロナウイルス感染症対策に関する要望・意見一覧⑰

秦野市議会災害等対策会議作成

令和3年6月24日現在

No	要望・意見の内容
1	新型コロナウイルスワクチン接種体制について
1	<p>新型コロナウイルスワクチンの集団接種について、バスに乗ることが困難である車いすを利用している障害者は、どのように接種会場に行けばよいかとの市民の声があった。</p> <p>例えば、介護タクシーの無料チケットの支給や、小規模の障害者デイサービスなどでもワクチン接種を受けられるよう、体制整備の推進を検討してほしい。</p>

2 感染状況等のデータの公表について

本市の新型コロナウイルスの感染拡大が止まらない状況にある。従来、厚生労働省は、デルタ株の出現や医療の供給体制などを公表してきた。また、夏に向けて、飛沫より細かいと言われているエアロゾルの感染力の脅威について注意を呼びかけている。本市からは、県の機関を経由して感染情報がほぼ毎日送られてくる。情報をまとめ、関係機関や議会等に情報提供することも大変な労苦だと思ひ、感謝をしている。

本市の感染状況は、昨年の11月から、月平均約70人増のペースで拡大しているが、こうした状況において、何よりも感染拡大を防止するためには、行政と市民との情報の共有化が必要不可欠かと思う。例えば、感染状況の特徴や傾向を把握し、それに対して秦野市は、こういう予防や支援を実施しているので、市民の皆様には、こういうところに気を配っていただきたいといった注意を促しながら、市民の安心と安全に取り組んでいくことも必要だと思ひ。

そのためにも、週間、更には月間の感染状況を分析し、その時点の特徴を表した状況などを公表してほしい。例えば、次のような項目が考えられる。なお、本市は神奈川県が設置する保健所の管内となるため、情報の公開に当たっては、制限があるものとするが、可能なものから対応を検討してほしい。

* 下記は、他都県の近隣市町の事例を参考に組み合わせて引用したもの。

1. 情報開示の目的及びガイドラインの設定について

新型コロナウイルス感染症について、市内の検査陽性者数を公表。PCR検査状況、検査陽性者の状況（入院中、宿泊療養中、自宅療養中、退院等（療養期間経過を含む）、死亡）を公表。市内事業所等において新型コロナウイルス感染者が発生した場合の公表。

2. 感染状況等の統計データの公表について

- 2 個人のプライバシーや人権、医療機関や企業の活動に配慮しながら、引き続き市民・事業者への注意喚起や感染予防の取組みへの協力をいただくため、以下の市内における感染状況等の統計データ（一定期間の累計数）を、随時（週間・月間）公表。PCR検査数、感染者の累計数、感染者数の推移、男女別の感染状況、年代別の感染状況、地域別の感染状況、重症等の患者の状況、死亡者の状況、感染源の状況、濃厚接触者の状況、医療機関の受け入れ状況等 ※既に本市でも公表されているものを含む。

3. 市内事業所等における感染状況の公表について

市は、次に掲げる事例に該当し、事業の全部または一部を休止する場合、施設種別や職員・利用者の感染者数等を公表してほしい。

(1) 市が事業主として雇用する職員が感染した場合

(2) 市立の小中学校、幼稚園、保育園など、市が設置者である市立施設において感染者が発生した場合

(3) 市が指導・助言等を行う立場にある保育施設や福祉施設等において感染者が発生した場合には、市立施設に準じて当該施設と調整を行う。

(4) その他、広く市民に公表することにより、感染拡大防止に寄与すると認められるもので、事業者の同意を得た場合又は事業者が市からの公表を希望する場合

市は、上記3.(3)及び(4)に該当する事業者が自ら公表を行う場合には、事業者からの申し出に基づき、市のホームページにリンクをはることにより、公表する。

上記に関わらず、市内で集団感染（5人以上の患者発生）が発生し、誰が出入りしたか特定できず、当該事業所やイベントに参加した方々に感染の可能性の注意喚起を行う必要がある場合は、個人のプライバシーの保護と人権に十分配慮したうえで、迅速に事業所名やイベント名を公表する。

上記の場合も、感染者個人の氏名、住居地、職業等の情報については、個人のプライバシーの保護と人権への配慮から、公表はしない。